

十勝川源流部原生自然環境保全地域

○原生自然環境保全地域の指定（昭和52年12月28日 環境庁告示第110号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定に基づき、次の区域を十勝川源流部原生自然環境保全地域に指定し、同条第4項の規定に基づき、その区域を次のとおり公示する。

この原生自然環境保全地域の区域図は、環境庁、北海道庁及び新得町役場に備えて供覧する。

1 区域の所在地

北海道上川郡新得町

2 区域

北海道上川郡新得町内国有林十勝西部地域施業計画区新得事業区199林班い及びろの各小班、200林班い小班、201林班、202林班い小班並びに203林班

3 区域図（省略）

○保全計画の決定（昭和52年12月28日 環境庁告示第111号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第15条第1項の規定に基づき、十勝川源流部原生自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

1 保全のための規制に関する事項

立入制限地区の指定は行わない。

2 保全のための施設に関する事項

保全施設を次のとおり設ける。

(1) 施設の種類

標識その他これに類する施設

(2) 位置

北海道上川郡新得町(字屈足トムラウシ)